

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

## 事業名 児童養護施設等施設整備費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2679)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 350,040 千円 (前年度予算額：27,376 千円)

<財源内訳>

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	27,376	18,251	0	0	0	0	0	7,300	1,825
要求額	350,040	233,360	0	0	0	0	0	93,300	23,380
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

本県では、要保護児童に係る今後の社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護も家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとの認識の下、岐阜県社会的養育推進計画 (計画期間：R2～11 年度) を、令和2年3月に策定した。

当計画に基づき、今後10年間において、児童養護施設の小規模化・地域分散化、及び里親・ファミリーホームの整備拡充により、家庭的養護を推進し、社会的養護の充実を図ることを目指している。

また、母子生活支援施設は、離婚やDV、経済事情などさまざまな困難や課題を抱える母子を分離させることなく、母子一体で支援を行うことのできる、児童福祉法で定める唯一の施設形態である。

本県内にある3施設のうち、清和寮は整備年月が最も古く、老朽化が進んでいる。そのため、居室面積や居室環境について国が定める基準に合致していないという問題が生じている。また、昨年度改訂した第4次DV基本計画においては、被害者等の安全・安心が確保できる体制を整えるため、母子生活支援施

設を施設面においても充実させ、実効性のある自立支援体制づくりを進めることとしている。

そのため、国の次世代育成支援対策施設整備交付金制度を活用し助成することにより、児童養護施設等の整備を支援する。

## (2) 事業内容

社会福祉法人が行う児童養護施設等の施設整備に係る経費に対して、補助金交付要綱に基づき補助を行う。

## (3) 県負担・補助率の考え方

- ・児童心理治療施設分園型小規模グループ開設：国財源 次世代育成支援対策施設整備交付金  
：県補助率 3 / 4 (うち国庫 2 / 3、県費 1 / 3)
- ・母子生活支援施設改築：国財源 次世代育成支援対策施設整備交付金  
：県補助率 3 / 4 (うち国庫 2 / 3、県費 1 / 3)

## (4) 類似事業の有無：無

### 3 事業費の積算内訳

(単位：千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	350,040	事業費から算出した補助金合計額
合計	350,040	

#### 決定額の考え方

財政課で記載します。

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

<岐阜県社会的養育推進計画>

#### 第3章 社会的養育の推進に向けた具体的な取組

#### 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「家庭養育優先原則」により、施設の小規模化により、できるだけ少人数の生活単位にし、家庭的な養育の促進を定めた。

## ＜岐阜県少子化対策基本計画（第４次）＞

### 第４章 政策の４つの柱に基づく施策の方向

#### Ⅳ 地域で子育てを支え合う仕組みづくり

##### ２ 子どもの健やかな成長支援

##### （３）配慮を要する子どもや家庭への支援

児童養護施設等に入所している子どもを、できる限り家庭的な環境の下で養育するため、施設の小規模化、地域分散化を促す。

## ＜岐阜県DV基本計画（第４次）＞

### 第３章 実効性のある自立支援体制づくり

#### 主な取組 ■ 継続的な支援体制の整備

##### ＜施設機能の充実と整備＞

・県内の母子生活支援施設において、被害者等の安全・安心が確保できる体制を整えるための施設面及び人的な充実について働きかけます。

# 事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 社会福祉法人が行う児童養護施設等の改築に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者の福祉の向上を図ります。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成率
すべての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数	(H )	-	0 (H30)	3 (R1)	12 (R11)	25.0%
要保護児童数に占めるグループホーム定員の割合*	(H )	11.4 (H29)	13.7 (H30)	15.3 (R1)	35.2 (R11)	43.5%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### (前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 補助金交付要綱に基づき、児童養護施設の改築に係る経費に対して補助を実施。

[事業内容]

① 乳児院施設整備                      1 施設  
 ② 母子生活支援施設改築              1 施設

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

〔令和2年度実績〕

次の整備事業により、要保護児童の家庭的養護を推進。

① 乳幼児ホームかがやきエアコン設置：令和2年度事業

② 清和寮移転・解体工事：令和2～4年度継続事業として整備

## 2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

補助金の交付により、自己財源だけではできなかった施設整備が推進され、利用者にとっても児童福祉サービスの利用が進むため、本事業の必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

児童養護施設における地域小規模児童養護施設や、本体施設内又は分園型小規模グループケアの導入等により、家庭的養護を推進している。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

補助金交付要綱に基づいて、申請等の手続きを実施しており、効率性だけでなく手続きの厳格性も図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

児童虐待等の不適切な養育環境により、愛着形成に課題がある子どもや細やかな発達支援が必要な子どもの養育にあたっては、可能な限り小集団かつ家庭的な環境の中で、個々の子どもに応じた生活支援やケアを提供していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

社会的養護が必要な要保護児童に対する児童福祉施設等の充実は不可欠であり、今後も補助金を用いた施設整備を継続することが必要である。